データセンター地方拠点整備事業費補助金 よくあるご質問				
カテゴリ	No	質問	回答	
1. 応募資格	Q1	企業規模に制限はあるか。	特段の制限は設けておりませんが、当該補助事業の実施に必要な資金の調達計画や業務実施体制を具体的に示す必要があります。	
1. 応募資格	Q2	海外企業や海外企業の子会社は対象となるか。	海外企業であっても、日本国内に拠点を有していれば対 象となります。	
2. 対象地域	Q1	データセンターの新規拠点となる用地の面積が10ha以上であることとは、具体的にどういうことか。	当該事業において整備される用地の面積が10ha以上 (一の土地、または一の集積エリア(概ね数 km四方))であることを指しており、当該用地が将来的に複数のデータセンターが集積する拠点となることが求められます。	
3. 対象経費	Q1	「データセンター地方拠点整備事業補助金 (データセンター基盤(土地造成、電力・通信インフラ等)及び施設(建屋・設備等)整備事業)」 において、補助対象経費にデータセンター施設 (建屋・設備等)整備に要する経費のみを計上 することは認められるか。	「データセンター地方拠点整備事業補助金(データセンター基盤(土地造成、電力・通信インフラ等)及び施設(建屋・設備等)整備事業)」では土地造成及び電力・通信インフラ等の整備に加えデータセンターの施設・設備等の整備についても一体的に補助することとしており、補助対象経費にデータセンター施設(建屋・設備等)整備に要する経費のみを計上することは認められません。	
4. 審査·採択基準	Q1	対象地域は「東京圏(東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県)の全域を除く地域」となっているが、審査・採択基準には「東京圏(東京都・千葉県・神奈川県・埼玉県の全域)、大阪圏(大阪府・京都府・兵庫県・奈良県の全域)から十分な物理的距離が確保されるエリアか」となっており、どのように関連しているのか。	公募要領「5-2. 審査・採択基準」のうち、③を満たしていない事業については、他項目の評価にかかわらず採択いたしません。	
5. 申請手続き	Q1	GビズIDプライムをすでに取得しているが、本事業に申請するために、再度発行する必要があるか。	再度の発行は不要です。GビズIDは、同一の法人かつ同一の利用者の名義により、複数のアカウントの発行を行うことができません。	
5. 申請手続き	Q2	申請時点で見積書が必要か。また、見積書の期限はいつまでのものが必要か。	応募時点では詳細な見積書を必須とはしませんが、積算の根拠をお示しいただく必要があります。 なお、採択後の交付申請の際には、有効期限内の詳細な見積書を提出する必要があります。	
5. 申請手続き	Q3	2つの事業を新規に始める予定であるが、1回の応募申請で2件を同時に申請して良いのか。	1回の応募につき、申請ができる件数は1件までとします。	
5. 申請手続き	Q4	「データセンター基盤(土地造成、電力・通信インフラ等)及び施設(建屋・設備等)整備事業」と「データセンター基盤(土地造成、電力・通信インフラ等)整備事業」の両方に申し込むことは可能か。	1回の応募につき、申請ができるのはどちらかの事業に限ります。	
5. 申請手続き	Q5	申請書等をメールにて送付する場合、送付容量に制限はあるか。	経済産業省ではメールの受信容量が10MBを超える場合、受信ができませんので、数回に分けてメールを送信するか、もしくは事業者様のご負担にて大容量ファイル交換サービスをご準備ください。	

		1	T
6. 採択後の手続き	Q1	補助金はいつ支払われるのか。	補助金の支払いは、補助事業者より事業終了後に提出いただく実績報告書に基づき原則として現地調査を行い、支払額(補助対象経費のうち交付決定額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計)を確定した後となります。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性もありますのでご注意ください。なお、事業終了前の支払い(概算払)を行う際は、財務省の承認を受ければ可能です。資金繰りへの影響等を踏まえ、概算払いを希望する場合は、事前にご相談ください。
6. 採択後の手続き	Q2	木材価格の高騰(ウッドショック)の影響によって建築資材の調達が困難となり、建物改修の工期が遅延するとの連絡を受けた。工事業者には調整を続けてもらっているが、補助事業実施期間を守れない場合は交付決定が取り消されてしまうのか。	例えば、半導体不足や木材価格高騰などの供給制約の影響を受けるなど、事業者自身の責任によらない事由により、補助事業を予定の期間内(補助事業完了期限日まで)に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、事故報告書を経済産業省に提出してください。(交付決定後に、当該報告書の提出が可能となります。)なお、いたずらに補助事業完了期限日を延長することは認められませんのでご注意ください。
6. 採択後の手続き	Q3	採択時に公表される情報について教えて欲しい。	採択時には、採択された事業者名及び事業実施地域(● 県●市)を公表予定です。
7. その他	Q1	補助金交付候補者の採択は申請の受付順 か。早く申請した方が有利になるか。	申請受付順ではありません。外部有識者等によって事業 の内容等を審査の上、事業目的に沿った優れた提案を 行った事業者を補助金交付採択者として採択します。
7. その他	Q2	補助金交付候補者の採択審査はどのように実施されるのか。	外部有識者等によって、応募申請された提案書等の内容等を審査の上、補助金交付候補者として採択する事業を決定します。
7. その他	Q3	他の補助事業との併用は可能か。	本補助事業と他の国庫補助金の併用に当たっては、同一箇所に二重に国庫補助が適用されないようにしなければなりません。このため、他の国庫補助金を併用する場合、補助の交付申請に当たっては、その旨を申告するとともに、本補助事業と他の国庫補助金のそれぞれについて適用箇所を明らかにする必要があります。
7. その他	Q4	補助金により取得した財産を処分する場合の 手続きについて教えて欲しい。	当省所管の補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分に関する取扱い等に関しては、下記URLをご確認ください。 https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/org_daijin_kaikei2.html